

清代の地方志鑒定制度

小林 幸夫

要旨

清代の地方志修訂における地方官の関与は、行政担当者としての形式的なことから、自身が執筆・編纂を行うものまで多様であるが、通常は修訂の着手の時点と稿本の校閲・審査の時点での役割が主たるものであった。小論はこれを、地方官と上級地方官との間で、また地方官とその管轄区域内の紳士層との間で交わされた「行文」と総称される文書類の内容を検討し、校閲の事例を検討していくことにより、地方官の関与の実態を明らかにする。地方官による地方志の鑒定は形式的な整合性の範囲に止まり、清代中期以降、地方志の内容に渉る実質上の審査は、地域内紳士層の参与を通じて実現することになった。

キーワード 地方志 地方官 行文 鑒定 糜志

はじめに

一九八〇年代以降の中国における地方志研究の中で、清代中期以降に強固な「官修制度」が形成されたとする見解がある^①。地方志の修訂事業の中で、地方官は実際にどのような役割を果たしたのか。これを、地方志の編纂と刊刻の過程で交わされた行政文書類（行文）の内容と、完成した稿本を鑒定する制度を検討して明らかにすることが本稿の課題である^②。文書類には当該地方官が上級地方官に差し出した申・詳、上級地方官が指示・命令した檄・牌・票、地

方紳士が地方官に差し出した稟・呈および地方官が地方紳士・人民に指示・命令した諭・示などがあり、こうした文書類を地方志の巻首に附載する例はすでに元・明の地方志に見られる³。一般的には、序文や修志姓氏と同じように、当該地方志修訂の正統性を示そうとする虚飾と見なすこともできるが、それらの中には、当該地方志が作られた具体的な状況、とりわけ地方官の関与の形態を窺ううえで有用なものも含まれている。

地方志の修訂を開始するには、上級地方官の行文による命令あるいは上級地方官への行文に対する承認が必要とされ、原稿が完成した後に上級地方官に行文を添えて呈出し厳格な審査を受けることが必要であったことをもって、地方志の修訂が強い統制下に行われたと考えられてきた⁴。小論では、これら総体を通してイメージされる地方志の鑒定制度を、その具体的な過程に即して検証し、その意味することを考えていく。

一、河南通志の編纂と地方官

河南省は清代前期における地方志の編纂・刊刻事業の歴史の中で特別な位置を占めていた。清朝に入ってから最初の省志（通志）は、河南巡撫賈漢復によって順治一七（一六六〇）年に刊刻された順治『河南通志』であり、この時期にこれと連動して河南全省で府・州・縣志の修訂が行われた⁵。さらに、康熙一一（一六七二）年七月、保和殿大學士衛周祚によって、各省での通志の編纂を進め、これを基礎にして清朝初めての総志、一統志の編纂を行うことを求める上奏が行われてこれが裁可されると、順治『河南通志』は、同じ賈漢復が陝西巡撫在任中の康熙六（一六六七）年に刊刻した康熙『陝西通志』と併せて、各省に向けて通志のモデルとして頒行された。各省では、その具体的な対応に温度差はあるものの、一斉に所屬の府・州・縣にそれぞれ地方志を修訂するよう命じたので、康熙一一年から平西王吳三桂等の「三藩の乱」を挟んで康熙二二（一六八四）年に至る十数年間には、全国的に広範な地方志の修訂が実施されることになった⁶。

こうした経緯からも分かるように、この時期の地方志の修訂は、清朝政府の内から提起され、上級から下級への地

方官の指揮・命令系統に依拠して具体化されたものであった。そのため、こうした上級地方官の指示と、これに対する府・州・縣の側からの対応を、その間で交わされた行文の中に見ることのできる事例が少なくない。

河南省の場合を見れば、順治から乾隆に至る時期に編纂された府・州・縣志の多くには、歴任の巡撫・布政使の下した檄が載っている。それらは、①順治一五（一六五八）年の河南巡撫賈漢復による檄あるいは布政使の信牌、②康熙二九（一六九〇）年の巡撫閻興邦による檄、③康熙三四（一六九五）年の巡撫顧汧による檄、④乾隆九（一七四四）年の河南布政使趙城による檄、であり、これを巻首に載せることが定式であったと見なせるほど頻出する。⁷⁾

山西省曲沃縣の人賈漢復が河南巡撫に赴任した翌順治一五（一六五八）年、かれは布政使を通じて所屬の八府一州九五縣にそれぞれの地方志を提出させたが、寄せられた志書は全体の半分以下、四六種に過ぎず、しかもそのほとんど全ては明代に編纂されたものであり、近年の事実は記載されていないかった。河南通志の編纂のために早急に新たな府・州・縣志を作らせる必要がある賈漢復は、これまで志書が無かった縣では新たに編纂し、舊志がある縣でも近年の事項を増補するよう命じた牌を下し、布政使の牌、知府の帖を介して末端の縣に通達した。⁸⁾ 順治『河南通志』が刊刻された順治一七年までの間に「八郡十二州、九十五縣の志：漸次報竣」したと言われており、河南全省で広汎に地方志の修訂が行われたことを確認できる。⁸⁾ 前記賈漢復の牌は、原稿が出来上がった時点で、清書原稿を巡撫衙門に報告文を添えて送り、「披覽」に供するよう指示しているが、実際にどのような点が校閲の対象とされたのかは分からない。康熙六（一六六七）年に成ったとされる南陽府属の『唐縣志』の増補に携わった曲耀辰は、

唐志は今に於て三たび刻せり。戊戌（順治一五年）冬、檄を奉じて纂修するに、前令郭（郭星圖）は藁を宋生必大に屬す。已に刻竣するも、撫軍賈公は即はずして曰く、論して板を毀し更修せしむ可し、と。再び擬り再び上すも、當事者猶ほ曰く、未だし也、と。仍りて論して更に碩英を延きて重ねて裒集を行はしむ。適ま葭州の李

（李興運）茲土に令となり、會ま其事に逢ふ、役を馳し辰（曲耀辰）を約して輯に與らしむ

と書いており、巡撫の校閲によって、上呈された縣志の稿本が二度にわたって書き換えを命じられたとする一例を確

認でできるだけである。¹⁰⁾

河南省で、順治年間末に継ぐ新志修訂のピークとなったのは、康熙二九（一六九〇）年から三六（一六九七）年に至る数年間、閩興邦と顧汧が河南巡撫であった時代である。¹¹⁾ この時期に修訂された府・州・縣志の大半には閩興邦・顧汧の新志修訂を命ずる檄文が附載されているが、その多くはほぼ同文であり、形式的な掲載に止まる。閩興邦の檄の中では、汝寧府の『汝陽縣志』に載るものが比較的正確に文書のやりとりを反映していると考えられるので、これを引用しよう。「院檄」と題された文は、①康熙二九（一六九〇）年六月二二日に汝陽縣の側が受け取った河南巡撫閩興邦の票、②八月二日に受け取った閩興邦の牌およびこれに添付された凡例二十二条、③九月に汝陽縣知縣が稿本とともに提出した申文、④閩興邦の二つの批、という四つの部分に分けられる。¹²⁾

まず①の票においては、地方志を作ることの重要性が述べられた後、次のように言う。

本都院下車以來、即ち各府州縣志を檄取し、細さに繙閱を加ふるに、其の率畧舛譌なるもの十の七、八なり。即ち各府州縣をして重ねて纂輯を爲さしめんと欲するも、時細ひくなく舉羸よるを恐れ、故爾中止す。獨り省志のみ八郡一州の綱爲り。省志修むれば則ち綱領備はりて、條目以て徐ろに及ぶ可し。但我たが皇朝順治己亥（一六年）より以後、三十餘年を歴し、未だ續修を経ず、若し更に因循すれば則ち世遠く言湮び、譜乘は散遺し、老成は凋謝し、尚ほ何に従りて信を徵せん耶。迺ち五月朔に於て局を嵩陽書院に設け、敦く先達を聘して、身みづから其の事に任ず。而れども三十年來の一應の事蹟は、必ず所屬の地方博訪して開列し、以て考覈に憑るを須し、此の票を爲す。汝陽縣官吏に仰す、粘單に查照して事理し、親自採訪し、務めて精詳なるに在れ。遺漏して駁を取り未だ便ならざるを得る母れ。文到らば、該縣の舊志を將て呈送するを除くの外、餘は十五日内を限り、清冊を造りて報送し、立たに局に付するを需めん。

すなわち、この時点ではまず順治年間より三十年餘りを経た通志の重訂への着手が告げられ、その資料として用いるため、各縣から「舊志」（その大半は順治年間に修訂されたものであろう）とともに、「粘單」（『汝陽縣志』には取

載されていない)にしたがつて指定事項を明記した「清冊」を上呈することが命じられた。⁽¹³⁾

ところが、一ヶ月餘り後に出された②の牌においては、「清冊」の提出ではなく、次のように順治年間以来三十年餘り増修されていない府・州・縣志そのものの修訂を命じる内容となっている。

豫(河南)省は天下の中に當り、道里均しくする所、古聖先賢大半は斯より發跡すれば、則ち輜軒の至る所、未だ其の故實を訪ねざる者有らず。而るに郡邑の志は、已に三十餘年之を増修する莫く、其の爲に遺漏する者多し。又、昔年修志するは、止だ備文を取るのみにして、未だ考訂を加えず、或は限るに數日を以てし、或は託する所人に非ず。本都院逐一查閱するに、府志は河南・南陽の如き、縣志は宜陽・河陰・蘭陽等の志の如き、荒悖失倫なること、枚擧す可き莫し。安陽・汲縣に至りては、乃ち彰德・衛輝兩府の首邑なるも、竟に志書無く、尤も缺典を爲す。今、本都院已に通省の志書を將て局を設けて修正するも、而るに各府州縣より送る所の續冊は未だ畫一なる能はず。又、通志の載する所は定格に限られ、府州縣の如く詳なること能はざれば、則ち三十餘年の遺する所の者は十の六、七なり。……中略……擬りて合に通行續修すべく、此の牌を爲す。該縣の官吏に仰す、牌に照して事理し、即ち延きて文學名儒の、典故を熟知し、史實に長ずる者を選び、博く典章を採り、遺軼を蒐羅せしめよ。其の舊志の未載なる者一一之を補し、舊志の舛錯なる者悉く之を改正し、同名なるを以て相沿ふを疑誤するを得ず、稗官小説を以て攙入するを得ず。本都院、又、各屬の參差不齊にして、未だ畫一ならざるを恐れ、凡例を將て開明し右に粘單す。悉く此に照して規程を爲せ。……中略……稿成らば、先に草本を録し、本都院に呈送せよ。披閱し裁定せん。其の費する所の紙張・工料は、力を量り捐資するを須し、慎しみて絲毫も之を民間に派する勿れ。

すなわち、前票において、賈漢復の時代に修められた府・州・縣志を「率畧舛譌なるもの(杜撰で誤りの多いもの)十の七、八」と評しつつも、時日が不足することを理由に断念されていた府・州・縣志の修訂は、順治末年の賈漢復の場合と同じく、一省の地方長官の府・州・縣の地方官に対する命令によって、河南全省に実施されることになった

のである。

康熙『汝陽縣志』の場合、稿本とともに提出した申文本体に当たる③には特に注目すべき内容は含まれないが、二度目の牌を受け取った翌月には稿本を提出したことになっているから、あわたたしく事が進められたと考えられる。

ついでこの申文に附せられた④の二批の内、第一批は、

仰す、發去せる志稿を將て、粘簽を查照し、逐ひて詳細覈實を加へよ。另に清冊一様二本を繕ひ、原本と同一に併申送せよ

と述べており、提出された志稿に修正箇所を指示した簽紙を着けて汝陽縣に差し戻し、再度上呈することを命じた内容である。第二の批は、

該縣續修する所の志は、取材既に博く、考據も亦た詳らかなり。獨に此より後の未だ備はるざるを増すのみならず、兼て能く前人の遺する所を補し、史乘に留心する者と謂ふ可し。且つ文筆は古藻にして、冗弱の弊無し。此の手筆を具へ舊志を將て細しく刪潤を爲し、以て完璧を成し、以て國史を襄すれば可也

と述べており、第一批に基づく修正が行われたことを承けて、さらに「舊志」の補訂を行つてより完璧を期すことを求めたと考えられる。

閩興邦の牌中に「荒悖失倫」（でたため無秩序）と名指しで非難され、さらに粘單の凡例中、古蹟の項に「宜陽志の如く野史を全載」する悪例として挙げられた河南府宜陽縣の場合にも、この後康熙三〇（一六九一）年一〇月に重修が完了した後、上呈した結果、

豫省諸郡縣志の第一に宜しく毀して重修すべき者、宜陽に過ぎるは莫し。茲（新志）は則ち皆之を刪去せり。作る所の諸總論已に疏通流利にして、引用も亦た雅貼なること喜ぶ可し。之を舊志に較ぶるに、恍として雲霧十重を撥ねるが如し。是れ喜ぶ可き也

という閩興邦の批を承けている。¹⁴⁾ これらの事例から、河南巡撫閩興邦が実際に稿本を提出させ、修正すべき点がある

ばその箇所を指摘して差し戻し、修正した後再度提出させていたことは確認できる。

しかし、こうした一連の手順が支障なく進められたことを示す事例ばかりではない。汝州直隸州属の邠縣では、稿本の上呈後、

邠志、他志に較べて頗る詳核にして典確なり。惜しむらく人物條下、繁瑣なる小傳に分別し、藝文俱に重見疊出すれば、當に簽に照らして改正すべし。餘は俱に妥し

という閩興邦の批示を承けながら、何故か修正は放置され、康熙三三（一六九四）年に閩興邦の後任の顧汧による檄を承けて後、上呈して裁可を得、刊刻にまでたどり着いている。⁽¹⁵⁾

康熙三三（一六九四）年の顧汧の檄は閩興邦の檄と連動しており、この時期の地方志修訂の実態を物語っている。南陽府属の康熙『鎮平縣志』に記載された檄は次のように言う。⁽¹⁶⁾

照し得たるに、郡邑の志書は政治の關る所にして、文献是れ頼る。前院（閩興邦）は舊志率ね荒陋なるもの多く、又三十餘年來未だ増修を経ざるに因り、隨ひて該縣に隨飭して纂輯申送せしめ、閲改を檄發せること、案に在り。有る所の前發せる志稿は、合に提取を行ふべく、此の票を爲す。鎮平縣官吏に仰す、票に照らして事理し、即ち前發せる該縣の志稿を將て、作速に文を具へ、本院の覆閲するに申送せよ。如し已に刊完すれば、即ち志書を將て申送せよ。

すなわち、前任の閩興邦によって批改を命じられた州縣の中には、修正した事実を確認するために再度稿本を提出することを義務付けられていたにも関わらず、これを放置するものがあつたため、顧汧による檄が下された。鎮平縣ではこの後、南陽府が府属の一三州・縣の地方志をまとめて上呈したと思われ、

照し得たるに、該府各屬の申送せる志書、本院、已經に核定せり。合に原本を發して前去し、以て採輯に憑らしむべく、此の票を爲す。南陽府官吏に仰す、票に照して事理し、即ちに各志を將て酌採し府志に纂入せよ。内に批改して簽を粘るの處有れば、仍りて所屬に飭して改正し刊刻せしめよ。另に其の府志を呈するは定めて一個

月内を限り、先に清稿を具へて、本部院に詳送し、通志に核入し、以て文獻を彰らかにし、以て永久に垂れん。遅違するを得る母れ。計りて志書十三部を發す

という顧汧が南陽府に下した票を承けて、批改を命じられている。

閩興邦と顧汧によって何故繰り返し批改を命じられたのか。前記した康熙『郊縣志』には、康熙三三（一六九四）年三月の顧汧の檄から、時を置いて下されたと考えられる第二の檄が載せられており、ここでは次のように言われている。^①

照し得たるに、新志を續修するは、文獻に攸關す。本部院前に已に各屬に通行し、纂輯送閱せしむ。豈に年を経、月を累ねるも、大半は因循して、止だ序文一篇を撰するのみにして、之を卷首に列ね、以て責を塞がんとする者有り、一、二條を擧げて新を増し舊に換え、以て塗飾せんとする者有り、甚しきは徑ちに舊志を呈し、漫として新纂する無き者有るに至る。藐忽なること此に至り、殊に怠玩なるに屬す。仰す、即ちに修輯を行ひ、康熙初年自り本年に至るまで、所屬の地方の事類、後開の條目に遵照して、一一確寔を詳載し、濫無く遺無くせよ。定めて一月内を限り、清稿を繕具し、本部院の核定して以て採擇に憑るに申送せよ。前に仍り藐玩して咎戾を干すを致すこと未だ便ならざるを得る母れ。

すなわち、閩興邦と顧汧と歴任の河南巡撫が繰り返し志書を修訂し稿本を提出するよう命じる檄を下したにもかかわらず、府・州・縣の側はそれほど従順にこれに応じた訳ではなく、そのため、顧汧は「藐玩」して新志の修訂に取り組まない州縣が大半であると嘆かざるを得なかつたのである。

前に引用した閩興邦の第二牌の中で、宜陽縣と並んで舊志を「荒悖失倫」と評された開封府属の河陰縣では、康熙三〇（一六九一）年に新志が刊刻されたことになっている。この康熙『河陰縣志』の卷首に載せられた閩興邦の檄の末には、「此を蒙け、謹みて本年九月に遵奉して續修す」という文が加えられている。ところが、該志は卷頭に知縣申彩奇の序文とこの憲檄を載せるだけであり、以下、目録や修志姓氏、凡例の類は全く無く、本文を含めて、定稿と

は思われぬほど混乱が甚だしい。職官志には現任の知縣である申彩奇自身の名すら載せておらず、これが上呈され閩興邦の批准を承けた志書であるとは考えられない。むしろ「荒悖失倫」と評された舊志に、序と檄を加刻した書物とみなすのが妥当であると考えられる。¹⁸清代前期の河南省の地方志は、その記述内容の当否を審査されたというより、舊志に対して近年の事項を補訂しているか否かといった外観上判別しやすい基準で審査されたものと考えられる。

これより前、康熙一一（一六七二）年、大學士衛周祚の上疏により、各省で通志を編纂させて『大清一統志』編纂のための材料とする上諭が下されてから、各省で總督・巡撫が府・州・縣志の修訂を命じる過程でやりとりされた行文にも、河南省の例のように、原稿が出来上がった後、刊刻に移る前に稿本を上呈して校閲を受けることを義務づける内容が加えられている。河南省についてみたように、こうした行文に実質的効力が伴っていたかは、個々の事例の検証を抜きにして即断することは出来ないが、地方志の修訂に対して官による規制が加えられたのか否かを検討する材料としては興味深い。康熙年間にあつて、河南省以外では、山東省の地方志の中に比較的多数のこうした行文が掲げられている。山東省兗州府属の康熙『濟寧州志』に載る兗州府から濟寧州に下された帖文では、原稿が出来上がった後、「釘砌整齊、綾函殼套」（綾装して布張りした書套に収めることか）した「一樣五本」を兗州府に送るよう指示している。稿本は兗州府から山東布政司、山東巡撫と順次送られ、山東巡撫から禮部に送られ、これに対する批示を付して濟寧州に差し戻される分を合わせて五部の提出が求められていると考えられる。¹⁹末端の州縣の志書に対して、知府、布政使、總督・巡撫から禮部に至るまでの全ての段階で校閲が行われたとは考えられず、こうした大袈裟な規定の存在自体が、この制度が機能していなかったのではないかと疑わせる。ただし、その実態を窺わせる史料がほとんど存在しないため、次節では、乾隆年間以降の事例に絞って地方志稿本の鑒定制度を検討したい。

二、稿本の鑒定

乾隆年間以降の地方志稿本の鑒定制度において、乾隆三一（一七六六）年に浙江巡撫熊學鵬が行った上奏に対して

大學士傅恒らが行った覆奏を受けて下された乾隆帝の上諭は大きな意味をもっていたと考えられる。上諭は『欽定學政全書』に収載され、地方志の校閲について次のように記している。²⁰⁾

再各省の向例に、學臣莅任の時に於て、原より誌書を呈送するの事有り。應に學臣をして時日に拘らず心を悉して查核せしめ、遇ふに實在に是非倒置せる者有らば、即ち地方官に飭令して刪改せしめ、仍りて督撫に咨明し會同して辦理すべし。其れ現在修輯するの誌書も、亦た學政をして查核せしめ、再び刊刻を行はしむ。

すなわち、この条文は、各省の学務行政を統轄し、とりわけ、三年間の任期内に省内の各府を回って歲試と科試を実施することを主要な任務とする學政使に、志書の查核という新たな職務が加えられたことを意味している。これ以前の地方志にも學政使が州縣の申文に批を加えている例はあるが、そこでは督撫や布政使ら他の地方官の批と区別されていない。新任の地方官がその地の志書を取りよせて閲覽することは、官箴書に記載されるほど当然の慣行として意識されており、地方志の序文に繰り返し現れることであつて、學政使も例外ではない。²¹⁾

乾隆三一（一七六六）年以降に修訂された地方志の中には、こうした學政使による查核を示す序文を掲げていたり、封面に學政使の鑒定・校閲を明示するものがある。そうした典型的な事例が、學政查核の上諭が下された同じ年の末に刊刻された直隸省保定府属の乾隆『博野縣志』の場合である。該志の封面には「督學使者閔定」と記載され、直隸總督方觀承の序文と並んで、順天學政德保の序文が掲げられている。さらに知縣吳鏊が「新例」に従つて學政の查核を求めた詳文を収め、これに德保による批示を附している。德保の批は

送りし新修の志書八卷に據るに、典核詳明にして、具さに吏治に留心するを見て、殊に嘉ぶ可きに属す。本部院閱し畢り、即ちに付梓を行ふこと可なり

とほぼ形式的な承認を行ったことを示すものに過ぎないが、ともかくも「新例」に準拠しようとする姿勢を、州縣官と學政使との双方が持っていたことは確認できる。德保はこの翌年に刊刻された趙州直隸州属の乾隆『柏鄉縣志』、冀州直隸州属の乾隆『衡水縣志』にも、順天學政として序文を寄せている。²²⁾

安徽省安慶府属の乾隆『望江縣志』（乾隆三三年刻本）の場合にも、安徽學政の全魁が寄せた序文の中で、次のように「新例」に従って対応したことが示されている。²⁴⁾

近く皇上の諭旨を奉じ、新舊の志書は學臣に責令して校閲せしむ。凡そ錯誤有らば、隨時更正して矜慎を示す也。……香山の鄭君是邦に來幸し、……復た邑の紳士を集めて局を開き志を修む、……書既に成り、新例に循ひ、繕本を以て予に呈す。予、之を覽るに、條例は備さに具はり、徵引は煩ならず、刻雕藻績の譏無く、化道を激勸するの美有り。卷帙は簡なると雖も、以て國史の采輯に備え、完本と稱するに足る

序文でいうやりとりに文書が伴っていたかどうかは不明であるが、學政使と州縣官との関係は『博野縣志』の場合とほぼ同じであったと見なし得る。乾隆四三（一七七八）年に府志が刊刻された安徽省の池州府でも、池州府知府張士範の序には「例に遵ひ學憲に呈して核定せられ、次を以て梓に授け」たと書かれ、「鑒定」として職名に載る安徽學政劉權之が序を書いて、そのなかで「夫れ今の府・州・縣志、學使に責成する者、其の事を重んじる所以」であると述べている。²⁵⁾ これらの事例からは、府・州・縣の側が學政使による査核を求め、學政使が序を与えて承認の意を示すという一連の手順が読み取れる。

それでは、こうした制度は、清代の後半期を通じて維持されたと見ることが出来るだろうか。たしかに、清末の光緒年間に至っても、光緒二〇（一八九四）年に四川學政として赴任した吳樹棻は、「使者に志書を査核するの職有り」と述べており、²⁶⁾ 同じ年に雲南學政として赴任した姚文倬を迎えた麗江府属の光緒『鶴慶州志』の編者は、次のように述べている。²⁷⁾

州志は已に手民（刻工）に付す。適たま姚稷臣學使（姚文倬）葉榆（雲南の古縣名）に按試す。金鑑（「纂修」の一人楊金鑑）竊に維ふに、志は國史の支流にして、須く學臣の加墨を経て、始めて定本と爲すべし、と。因りて副稿を以て舍弟に囑し函を加へ郵寄して呈閱せしめ、學使の序言を撰賜するを蒙け、並びに數條を糾正するを蒙く。

すなわち、志書の査核が學政使の職務であるとする認識そのものは、清末まで保持されたと見ることができるところが、『鶴慶州志』の場合には、方志では人物の記載を慎重にすべきであり、楊武愨のような有名な武官を欠載している点、藝文には詩文だけでなく著作の目録を書くべきであるとする点、国家による「蠲免錢糧、増廣學額」などを書く「恩慶」篇を設けるべきだとする点などを挙げた姚文倬の指摘に対して、志書は已に刊刻されていて訂正することが困難であるという理由をあげて、指摘された点を訂正する替わりに、姚文倬の書簡を凡例に附すという対応策をとったのである。²⁸この事實は、學政使による査核が形骸化したというより、前の乾隆三一（一七六六）年の上諭直後の乾隆『博野縣志』や乾隆『望江縣志』における順天學政德保や安徽學政全魁のきわめて形式的な対応が示すように、もともとそれが、稿本の実質的な審査とはほど遠いものであったのではないかと疑わせる。

乾隆四九（一七八四）年、山西學政戴衢亨は平定直隸州の歲試に按臨し、型どおり呈せられた『平定州志』（乾隆三四（一七六九）年刊本）を閲し、州志刊刻後に修訂された直隸州属の樂平・孟縣・壽陽三縣の記事が汲み取られていない点などを指摘して、知州蔡廷弼に「士習文風は頗る淳正に近きも、而るに志闕きて修めざるは、是れ守土者の事」であると重修を勧めている。²⁹官僚機構の上下関係の中で言われたことであるから、平定州の側がこれを命令として受け止めたとしても、それは一般の官僚から見れば高い学識を有ち、地方志についての識見を有することを期待される学務行政担当者の助言として行われたものとも考えられる。

このことを窺わせる事例が、乾隆末年に郷里の江蘇省蘇州府属の常熟縣で縣志の編纂に取り組んだ言如泗の言っていることである。言如泗は、原稿を完成した後にその周辺で起こった諸事を次のように述べている。³⁰

私は『學政全書』に載せる乾隆三一（一七六六）年に傳大學士等が上奏して准された、州縣の志書は紳士が自ら編纂を行い、學政に交して査核せしめるという例にしたがって、心に蓄うこと二十餘年、乾隆六〇（一七九五）年におよんで『常昭合志稿』を完成した。是より先、督學胡豫堂先生（江蘇學政胡高望）に原稿を正していただき、後任の劉雲房先生（劉權之）に序を作っていただきこれを卷首に頂いて、板に録し世に行つた。嘉慶七（一

八〇二）年冬至至るまで、已に八年を閲した。突然に屈新なる者が、志傳中に其の上祖の屈駿なる者を遺漏するを以て、督學に控えたが、反駁の批を経て、屈駿は〔志書に記載すべき〕事實が無く、『合志』から削除すべきとされた。ところが屈新は復た仲雍の後裔である周伯壙——昔、余の家と訟隙有り——等を嗾け、志中に仲雍の祠墓の脩理の事を書き落としているという理由で、江蘇巡撫と江蘇布政使に控えさせた。蘇州府知府が詳文をもつて請い、〔言如泗とは〕別に名宿を招聘して、重ねて纂刻を爲そうとしたが、江蘇巡撫汪志伊は、重刻には多くの費用がかかるので、余の『合志』の中に果し増改を行うべき者があれば、簽をつけて幾條を書き出し、校正して決着をつける方がよいとされ、屈・周等らの訴訟事件は収まった。

嘉慶一〇（一八〇五）年に書かれたこの文章において、言如泗は自らが編纂した志書を『常昭合志稿』と呼び、學政使胡高望の校閲を受け、劉權之に序文を執筆して貰って後、『合志』（常昭合志の意）と呼び直している。學政使の査核と承認（序文の執筆）を経ない間は稿本に過ぎないという意識は、『學政全書』の記載を厳密に解釈した結果であるろうが、しかし、同時にこの文章は、學政使による志書の鑒定制度が実際にどのような機能していたかを示している。學政使のお墨付きを受けても決して安泰ではなかった。『常昭合志』の中に自身の祖先の名が漏れているとして學政使（嘉慶六（一八〇一）年に赴任した平恕であろう）に訴えた屈新は、訴えが却下されると、さらに別の理由で、江蘇巡撫と江蘇布政使に向かつて言如泗を誣迫するという挙に出た。この過程では常熟縣の直属の上官である蘇州府知府が言如泗とは別の編纂者によって地方志を修訂し直すよう働きかけ、最終的に江蘇巡撫汪志伊の判断で訴訟事件は収束することになったのである。

この例に見られるように、志書の鑒定について、學政使と總督・巡撫・布政使など他の一般行政系統の地方官との役割は、乾隆三二年の上諭が下されてから以降もそれほど明確に区別されていた訳ではない。

前記した『望江縣志』と同じく全魁が安徽學政の任に在った乾隆三二（一七六七）年に刊刻された鳳陽府属の乾隆『壽州志』では、

例に遵ひ藁を繕ひ、呈して學憲全、並びに制・撫各憲の鑒定を請ひ、之を剗腕に付す

とあり、學政使とともに兩江總督・安徽巡撫に鑒定を求めている。³¹ また、同年に刊刻された陝西省鳳翔府属の乾隆『鳳翔縣志』では、

稿既に成り、抄録して院・司・道・府各上憲に覽呈して之を正され、乃ち剗腕に付す

とあって、鑒定を求める対象の範囲がさらに広がる。³² こうした、志書を刊刻に移す過程で用いられる定式化された文言をもって、それらを鑒定制度の実態と見なすことはできないが、總督や巡撫などの校閲を受ける地方志の例は、學政使にのみ特別な査核の権限があるのみならず地方志よりむしろはるかに多い。³³

以上のように、學政査核の制度が実質的にはほとんど定着しなかった理由の一つは、この時期が禁書・文字の獄などの清朝による言論・思想統制が最も激しかった時期に重なったことにあると考えられる。山西省大同府属の應州知州呉炳は、乾隆三三（一七六八）年、大同府からの札を介して、山西布政使の札を受け取り、

頃ごろ大人（山西巡撫蘇爾徳）の面諭を奉くるに、山陰・平魯等の縣呈する所の誌書は尚ほ明季の時校輯せるに係るを以て、其中に記載せる語句は甚だ紕繆、不經、不倫なるもの多く、大に不合に属す

という指摘を受けて、應州の地方志が明代に修訂されたものではないか、志内に「不倫、不經、紕繆」の語句がないか、調査した結果を報告している。³⁴ 福建省泉州府の同安縣でも、乾隆三二（一七六七）年、次のように、福建布政使の命令で志書の刪改が命令されている。³⁵

同〔安〕の志有るは、明自り今に迄ぶまで、事數手を経。今の修むる所は、則ち乾隆丁亥（三二（一七六七）年）令尹の賡南呉君なり。問ま焉を擇ぶこと精ならざる有り、文は違碍の處多し。方伯の衡圃楊公（福建布政使楊廷樞）局を設けて刪校し、循りて醇善を臻め、縣に發して重梓せしむるも、未だ其の事を成さず。

乾隆三九（一七七四）年以降の禁書の最盛期には、總督・巡撫から末端の州・縣に至るまでの地方官は、自らの点数を上げるために、新たな反清言論の摘発を競い、そのため、乾隆四六（一七八一）年の福建省漳州府属の「海澄

縣志案」や翌年の湖南省常德府屬龍陽縣の「滄浪鄉志案」においては、中央政府が地方官の暴走を抑える事態にまで至った。「滄浪鄉志案」の終結に際して乾隆帝の下した上諭は次のようにいう。³⁶⁾

各省禁書を查辦するに、若し此の如く毛を吹き疵を求め、謬りて指摘を加ふれば、將に人をして何れの所に手足を措かしめんとする耶。此の事、總て李世傑の文理通ぜざるに由り、以て辦理拘泥して當を失するを致す。朕は此等の字句の微疵に於て、従りて意を有して推求するを肯んぜず。

したがって、禁書事件への対応をもって清朝が地方志の修訂を重視し統制を強化したと見ることは早計である。むしろ、學政による査核といった志書稿本の鑒定制度が機能しなかったことにより、一般行政を担当する地方官の過剰な介入が行われたのであると考えられる。

三、「廢志」

前節でみた地方志鑒定制度と関係して、地方志の内容に関わる変更を迫られ、場合によってはそれが頒行されずに「廢志」とされることまであった。本節ではこうした事例を検討しその意味することを考えていきたい。

地方志がひとたび完成しながら、様々な理由によって世に行われなかった例は、清代初期から現れる。江西省撫州府屬の金谿縣では、

我が朝康熙壬子の志は凡せて二なり。一は邑人張士任の纂する所にして、一は王有年纂する所なり。張志は荒蕪陋略にして、據依するに足らず。王志は頗る史法を具ふるも、然れども宋・元を志すること或は之を略に失し、有明を志すること或は之を繁に失して、識者は之を病とす

と言われるように、同じ康熙一一（一六七二）年に張士任と王有年とが別個に二種類の縣志を纂修した。³⁷⁾ 後人によって「荒蕪陋略にして、據依するに足らず」と評される、張士任が編纂した康熙『金谿縣志』は国内で関することが出来ない。一方の王有年の書は、かれが郷里の金谿縣を離れ、山東省で地方官を務めていた時期に編纂し、後年、私家

版として刊刻された書物であり、張士任の書については次のように述べている。⁽³⁸⁾

康熙十一（一六七二）年、朝廷は大學士衛公の請う所を允し、一統志を纂脩せんとす。「礼」部は有司に行「文」し、各志を以て上らす。時に陽信（山東省陽信縣）に守官（知縣として勤務）するに方り、鄙作（私が書いたもの）は未だ郵寄するに及ばず。「金」谿志は已に告成し、書はこれを院司（巡撫・布政使など江西省の上級地方官）に呈するも、尋で駁を奉けて改撰せしめらる。不幸にも滇黔之變（呉三桂ら三藩の乱）に遭ひ、纂脩は暫く罷め、「金」谿志も亦た廢せらる。今は止だ昔年に訂正せる者を以て、孤行するのみ。

すなわち、金谿縣の知縣白琬如と張士任らが通常の手順で作った康熙『金谿縣志』の稿本は、上級地方官の批駁を承けて修改を命じられたまま、王有年が自書を刊刻した康熙二一（一六八二）年の時点まで放置されており、乾隆志が「荒蕪陋略」にして依拠するに足りないかと評する張士任の志書が、誰にどのような理由で批駁されたのかは不明であるが、王有年はこれを「廢」せられたと受け止めている。

上級地方官からの命令によって志書の刊刻と流布が差し止められる事例のうち、その理由を窺うことの出来るものとしては、江西省吉安府属の泰和縣で乾隆年間の前期に起きた事件が挙げられる。

泰和縣では、乾隆一五（一七五〇）年に『西昌志』の名で新志が刊刻されたが、「謬濫を將て評を被」けて、乾隆一八（一七五三）年に別の纂修者の手に成る『泰和縣志』が刊刻された。⁽³⁹⁾ 新任の知縣冉棠は新訂の『泰和縣志』の序文でこれを次のように述べている。⁽⁴⁰⁾

棠（冉棠）泰邑を承乏し、甫めて莅任して案牘を見るに、評告西昌新志の事有り。隨ひて紳士を集めて公訊して讞詳せしむるに、前の院憲西林の鄂公暨および藩憲華亭の王公の允結を蒙け、刊板を將て銷燬し、并せて飭し另に淹博なる者を選びて纂修せしむ。其の應に増入し删除すべき者は、務めて公を乗り正を持して、去取に私無からしむ。仰ぎて各上憲の志乗を慎重にするの盛意を見ん。

『西昌志』に対する非難の声が上がった理由は、修訂し直され乾隆一八（一七五三）年に刊刻された乾隆『泰和縣志』

の巻首に置かれた「泰和縣志重修例義十條」からその概容を窺うことが出来る。⁽¹⁾ その第二條に、

是誌の修葺は、李穆の『弘（宏）治志』、唐伯元の『萬曆志』の両書に據りて主と爲し、田惟翼の『康熙志』を以て之を參す。李志の記載は稍や詳なるも蕪牘（粗雜）免れず、又鈔本に係り、魯魚雜出。唐志は校して體裁有るも、然れども疏漏頗る多し。田志に至りては、則ち甄綜（是非の判断）精ならず、去取に準無く、濫載の弊、此より叢生す。此れ『西昌新志』遂に藉口し效尤するを得

と言われるように、志書に書くべきでないと思なされた事柄や人物を濫載した点に在ったようであり、第六條に、志乗の弊に二有り。一は民間の譜牒を雜採すること、一は後裔の呈狀に泛據することなり。江右（江西）の風俗は冒認して祖宗を顯達するを好み、或は假りて科名・官閥を捏し、甚しきは誥勅を造作するに至る

とあるように、縣人が自分の父祖の名や事蹟を地方志に載せようとした「濫載の弊」が泰和縣の内部に非難の声を上げさせ、江西巡撫・江西布政使に訴えて『西昌志』を廢書とさせた理由であったとみてよいであろう。知縣冉棠が省会南昌府の豫章書院掌教であった沈瀾に編纂させた乾隆『泰和縣志』の「姓氏」に、「分校」の一人に泰和縣學附生周以鵬を加えるほか、泰和縣人の名が無い事実も、再び縣人の利害關係を背景とした非難の聲が上がるのではないように配慮した措置であったと考えられる。

乾隆『西昌志』のように、「刊板を將て銷燬」するという明確な措置にまで至らないまま、刊刻された地方志が「廢」された事例として、江蘇省揚州府属の道光『泰州志』の場合を挙げることができる。訴訟事件にまで発展した事件の概要については前稿で触れたことがあるので、ここでは問題を官による鑒定制度との關係に絞って整理しよう。⁽⁴²⁾

泰州州学の學正であった梁桂らが纂修し、道光七（一八二七）年に刊刻された道光『泰州志』を、志書の修訂を私益に供するものとして指弾した紳士任鈺らは、後に関係文書を収めた『泰州新志刊謬』を刊刻するが、同書の巻頭には七種の紳士の公呈と官の側からの批示が掲載されている。⁽⁴³⁾ 最初の公呈は道光八年の初めに提出されたと考えられるが、これに先立ち、紳士等は前年の冬（『泰州志』が刊刻された年末）に泰州直属の揚州府に訴えたとしており、

揚州府知府から有効な対応策を得られなかったためである。さらに江寧布政使に上訴したものである。⁽⁴¹⁾この経緯からは、公呈を差し出した任鈺らの側にとつてだけでなく、訴えられた梁桂らにとつても、學政使による志書の査核という制度がまったく意味をもっていなかったことが分かる。後者の側にとつて、道光『泰州志』が學政使の査核を、批准を承けて刊刻された書物であれば、そのことは任鈺らに対する反論の有力な根拠となるはずだからである。訴えを受け取った江寧布政使賀長齡も、揚州府知府に対して事実の調査と処理を委ねており、一般的な行政指揮系統の中でこの事案に対応しようとしていた。たしかに、賀長齡の批を承けて『泰州志』の不当な記述に百数十カ所の簽紙を付けて上呈された第二公呈に対しては江蘇學政使の朱方增・申啓賢が批示を下しており、経費の不足から全面的な新志の修訂が断念され、『刊謬』二巻の刊刻を報告した⑦の稟文に対しても學政使廖鴻奎の批示が加えられているから、學政使の権限が意識されていなかった訳ではない。しかし批示の内容は上諭を背景に下された裁定などではなく、揚州府と新任の泰州知州および州学字正に処理を委ねたものに過ぎなかった。⁽⁴⁵⁾

事件が最終的にどのように決着したかは必ずしも明確ではないが、道光『泰州志』の修訂に参与した知州劉鈴、學正梁桂が解任され、実質的な編纂の中心であった曹楹堅も胡公書院掌教を解任されており、一方で『泰州新志刊謬』の刊刻が承認された事実からは、任鈺ら紳士の側の意向に沿って事態が推移したことは間違いない。『刊謬』の執筆者の一人とされる夏奎は、

雍正戊申（六（一七二八）年）より道光甲申（四（一八二四）年）に至るまで百年に近くして、州志の獄興り、獄、未だ決せざるに志は已に廢せらる

と述べており、道光『泰州志』は世に伝えられるべきでない「廢志」とされたと認識している。⁽⁴⁶⁾

それでは、以上のように刻本が作られながら、それが「廢志」とされることには、どのような意味があるのだろうか。道光『泰州志』の場合には、次のような注目すべき事実がある。

第一に、今日、東洋文庫に伝わる道光『泰州志』の刊本には、全編にわたり欠葉が多く、残る頁も印刷時の板木の

保存状態が極めて悪かったらしく文字の判読が困難なものが大半である。その一方で、卷之十三、秩官表上、には中国方志叢書版等にはない道光一四（一八三四）年着任の陳玉成から咸豐三（一八五三）年着任の徐瀛に至る七人の知州の名が補載されている。おそらく官署中に放置される間に散佚した版木を寄せ集め、徐瀛の知州在任中に自らの名を補刻して印刷したものであろう。国会図書館蔵本も殘闕の多い東洋文庫蔵本と同種の印本であるが、ただし上記の補載がない点など欠葉に出入りがあり、東洋文庫蔵本より前の時点で印刷されたものと考えられる。また、『中国地方志聯合目錄』（中国科学院北京天文台主編、中華書局、一九八五年刊）には、浙江省図書館に所蔵されるという同治『泰州志』（同治一〇（一八七二）年刊本）の名が載っており、未見ではあるが、これも別書ではなく、同じく道光『泰州志』の殘闕本の一つと見なすことが出来るだろう。

第二に、同治一三（一八七四）年に刊刻された同治『續纂揚州府志』には、『泰州新志刊謬』で登載すべき事実がないと指摘された高鳳翥の伝とその子高榮祚の伝が「州志」を引用して登載されており、又、高垂慶の伝が新たに「採訪」され登載されている。ここでは、道光『泰州志』が「廢志」とされた事実は何ら顧みられていない。¹¹

第三に、光緒三四（一九〇八）年に、泰州知州の胡維藩と朱枚によって、道光『泰州志』の重刻本が作られた。ここでは、東洋文庫や国会図書館の蔵本では闕略する卷十八、寺觀と卷二十一、人物儒林を含めて全編の新たな刊刻が行われており、東洋文庫蔵本に存する道光一四年から咸豐三年の間に着任した知州の名は削られている。東洋文庫や国会図書館の蔵本では、道光『泰州志』の殘闕と併せて『泰州新志刊謬』も附印されており、それが「廢志」であった痕跡は残されていたが、光緒三四年の重刻本では『刊謬』が刊刻される以前の形態で道光『泰州志』が復元されたことになる。¹²

これらの事實は、學政使による査核が機能しなかったことと同じく、「廢志」とすること自体にも強制力が伴っていなかったことを示している。

四川省重慶府属の同治『涪州志』（同治九（一八七〇）年刊本）は、「同治八年續修するも、駁回せられ遂に廢せら

れて、亦た全書少なし」と言われながら、今日中国はもろん日本国内でも、普通に見ることができ¹⁹⁾。必ずしも「廢志」と同列視することはできないが、福建省の漳州府で乾隆年間に修訂された『漳州府志』の場合は次のようであった。

繼で乾隆丙申（四一（一七七六）年）に脩められ、李・雙二公共に之を成すも、其書は未だ行はれず。其の未だ行はれざるの故を考ぶれば、則ち志成るの日を以て之を藩府（布政使）に上すも、中に未だ合はざる者有りて、命じて改正を加へしむ。後に館局已に撤せられ、未だ釐定するに及ばずして、其版、遂に學中に廢棄せらるること三十年、人の其の事を踵す者有る無し

と言われるように、福建布政使によって改正を命じられながら、漳州府学中に放置されていた志板は、三十年後、漳州府知府特通阿によって亡佚した三百葉餘りを補刻した上で世に出ることになった。²⁰⁾

刊刻された地方志が様々な理由から「廢志」とされても、刻板が銷燬されない限りは後人によって印刷されることがあり、さらに、刻板が銷燬された場合でも、いったん流布した印本が全て回収されない限りは重刻されることがあり得る。清代の乾隆年間まで頻発した「文字の獄」や禁書の指定にあって行われたような国家権力を背景とした強力な規制を行うことは、一地方の志書においては求めようもなかった。「廢志」とされても、それが、その地域にとって、散佚しがちな古い史料を保存する意味を持つ限り、地域内の要請によって復活し得たのである。

おわりに

以上に見てきたように、清代のとりわけ後半期において、地方志の修訂が官の強い規制の下で行われていたと看做すことには無理がある。地方志の修訂に当たって上級地方官と下級地方官との間で行文がやりとりされること自体は、一般的な行政上の事項で取り交わされるそれと変わりなく、地方志の修訂がとくに重要な問題として意識されていたことを意味するものではない。地方志の巻頭に置かれる行文は、それが、上級地方官による承認を受けたことを示す、

志書の修訂の正統性を表現する虚飾としてある場合を除けば、むしろ上級地方官の意向が必ずしも末端の州縣には浸透せず、地方志の修訂事業を画一的に行うことに無理があったことを示すものであった。

また、地方志の稿本が完成して後、刊刻に移る前に學政使の査核を経なければならないとする鑒定制度も、実質的には規制としての意味を持ち得なかった。學政使による校閲の範囲には限界があり、志書の記載内容の可否にまで立ち入ることはできなかった。むしろ、乾隆年間の禁書や文字の獄などの国家的政策的必要から行われる介入を除けば、当該地域内の知識人階層内部に存在する軋轢や対立が、地方志の内容に反映するもつとも基本的な要因であった。

註

- (1) 王衛平「我国古代官修志書制度的形成與發展」(『貴州文史叢刊』一九八八年一期)。王曉岩「方志演變概論」遼沈書社、一九九二年、第七章、第三節。
- (2) 筆者は前稿「地方志の修刊と損輪」(『文学部論叢』七八号、二〇〇三年)で地方志修刊のための資金の調達問題から、清代中期以降、地方官の関与は後退したという見解を示した。
- (3) 至正「金陵新志」(元・至正四(一三四四)年修) 修志文移。萬曆「南昌府志」(明・萬曆一六(一五八八)年刻) 文移。萬曆「湯溪縣志」(萬曆二二(一六〇四)年刻) 文移。崇禎「嘉興縣志」(崇禎一〇(一六三七)年刻) 修志申文。
- (4) 王曉岩「方志演變概論」第七章、第三節、では、これを①逐級行文、②頒發志例、③申詳呈報、④嚴格審查、⑤定期修志の五項をもって示している。
- (5) 倉修良が中国科学院北京天文台主編「中国地方志聯合目錄」中華書局、一九八五年に収載されている清代各朝の省市別の地方志の数を整理した表で見れば、順治年間に刊刻された地方志の総数二〇四のうち、河南省は六〇と群を抜いて多い(倉修良「方志学通論」齊魯書社、一九九〇年、附表二)。
- (6) 倉修良「方志学通論」齊魯書社、一九九〇年、三六八〜九頁参照。
- (7) ただし、それらの多くは大袈裟な文章の割に具体的内容に乏しく、この時期の地方志編纂者の識見の無さを物語るものである。
- (8) 順治「汝陽縣志」(順治一七(一六六〇)年刊本) 卷首、院檄。管見の限り、該檄は順治一五〜一八年に刊刻された大半の縣志に収載される。卷首の修志姓氏に「總裁」として賈漢復の名を掲げることと共に定式化されていたと見られる。
- (9) 順治「河南通志」卷首、進呈通志疏。前出の「中国地方志聯合目錄」に収載されている府・州・縣志の数で見れば、順治一五年から一七七年の間に四六種が刊刻されている。

- (10) 乾隆『唐縣志』(乾隆五二(一七八二)年刊本) 卷首、舊序、曲耀辰「增補唐志跋」。
- (11) 前出「中国地方志聯合目錄」での収載数で見れば、康熙二九年から三六年に至る八年間に刊刻された府・州・縣志は五八種である。これ以降では、布政使趙城の檄が下された乾隆九(一七四四)年から数年の間を除き、清末まで河南省における地方志の刊刻は低調であった。
- (12) 康熙『汝陽縣志』(康熙二九(一六九〇)年刊本) 卷首、院檄。
- (13) 東洋文庫藏本の乾隆『商水縣志』、乾隆『長葛縣志』、乾隆『臨潁縣續志』などには、光緒年間に作られた「憲綱冊」という名称の冊子が附されている。記載事項に差はあるが、乾隆『臨潁縣續志』のものは光緒二一(一八九五)年に作られ、官員名だけでなく、戸口、田土などの概略を知ることが出来る。また、四川省順慶府属の光緒『蓬州志』(光緒二三(一八九七)年刊本) 藝文篇第十五、には乾隆四五(一七八〇)年に作られた「呈造誌書清冊」が載っており、道光『蓬州志』(道光一〇(一八三〇)年刊本)が作られる以前に志書の代わりに上呈されたとの説明が付けられている。
- (14) 乾隆『宜陽縣志』(乾隆二二(一七四七)年刊本) 卷首、檄文。
- (15) 康熙『郊縣志』(康熙三三(一六九四)年刊乾隆七(一七四二)年補續志刊本) 卷首、撫文。
- (16) 康熙『鎮平縣志』(康熙三四(一六九五)年刊本) 卷首、院牌・府牌。
- (17) 康熙『郊縣志』 卷首、撫文。
- (18) 康熙『河陰縣志』(康熙三〇(一六九一年刊本))。中国科学院図書館整理『續修四庫全書總目提要(稿本)』齊魯書社、一九九六年、第八冊、七五七頁に載る該志の解題も「其書之簡漏脱落、較范志殊未少勝」と評されるとおり、該志の杜撰さは一目瞭然である。范志は閩興邦によって「荒悖失倫」と評された、順治年間に知縣范爲憲が修訂した、『河陰縣志』であるが、伝本は確認されていない。
- (19) 康熙『濟寧州志』(康熙二二(一六七三)年刊本) 卷首、修誌奉行文移。地方官僚機構内で経過する官員の数が増せば提出すべき稿本の部数も増すことになり、直隸省廣平府属の威縣の例では、直隸巡撫から大名道に下された票で「三部」であったものが、大名道から廣平府に通達した移會では「六部」、廣平府が威縣に下した牌では「八部」と増えている(康熙『威縣志』(康熙二二(一六七三)年刊本) 卷首、遵諭)。
- (20) 『欽定學政全書』(乾隆三九(一七七四)年版) 卷四、頒發書籍、一四裏〜一五裏。
- (21) 潘杓燦『未信編』(康熙三三(一六八四)年刊本) 卷五、幾務上、箠仕、覽志記。
- (22) 乾隆『博野縣志』(乾隆三一(一七六六)年刊本) 卷首、批評。
- (23) 乾隆『柏鄉縣志』(乾隆三二(一七六七)年刊本) 順天學政德保序。
- 乾隆『衡水縣志』(乾隆三二(一七六七)年刊本) 順天學政德保序。
- (24) 乾隆『望江縣志』(乾隆三三(一七六八)年刊本) 全魁序。
- (25) 乾隆『池州府志』(乾隆四三(一七七八)年刊本) 池州府知府張士範序、安徽學政劉權之序。

- (26) 光緒「潼川府志」(光緒三三(一八九七)年刊本) 卷首、吳樹棠「新修潼川府志序」
- (27) 光緒「鶴慶州志」(光緒二〇(一八九四)年刊本) 凡例附、姚稷臣學使論邑志體例書、識語。
- (28) 同前。
- (29) 乾隆「平定州志」(乾隆五五(一七九〇)年刊本) 戴衢亨序。
- (30) 乾隆「常昭合志」(乾隆六〇(一七九五)年修光緒二四(一八九八)年活字重印本) 卷十二、舊序、附、言如泗「常昭合志行世八年後紀述始末」。なお、この史料は文中に出てくる語句の説明により趣旨が分かりにくくなるため、訓読でなく訳文を載せた。
- (31) 乾隆「壽州志」(乾隆三一(一七六七)年刊本) 席陞序。
- (32) 乾隆「鳳翔縣志」(乾隆三二(一七六七)年刊本) 羅鰲叙。
- (33) 江蘇省松江府属の乾隆「婁縣志」(乾隆五三(一七八八)年刊本) は封面に「大制憲・大中丞・大文宗」の鑒定を掲げ、江蘇巡撫閔鶚元と並べて、江蘇學政謝瑋と沈初の序を載せている。江西省廣信府属の乾隆「玉山縣志」(乾隆四九(一七八四)年刊本) では、卷首の官階姓氏に「總裁」として兩江總督薩載・江西巡撫郝碩の名を載せるが江西學政の名は無い。前年に刊刻された乾隆「廣信府志」では學政胡高望の名も載せているから、學政使の鑒定に対する意識が希薄であったことを物語る。
- (34) 乾隆「應州續志」(乾隆三四(一七六九)年刊本) 卷九、藝文志、吳炳「覆蘇大中丞通飭校輯誌書稟」。
- (35) 嘉慶「同安縣志」(光緒一一(一八八五)年重刻本) 巴哈布序。
- (36) 北平故宮博物院文獻館編「清代文字獄檔」一九三二～三五年刊(上海書店、一九八六年影印)。
- (37) 乾隆「金谿縣志」楊文灝序。
- (38) 康熙「金谿縣志」(王有年纂修、内閣文庫藏本) 卷一、凡例。
- (39) 乾隆「泰和縣志」(乾隆一八(一七五三)年刊本) 沈作朋序。「中国地方志聯合目錄」によれば、楊國瓚修、郭經等纂の乾隆「西昌志」(乾隆一五(一七五〇)年刊本) は上海図書館に所蔵されている。
- (40) 同前、乾隆「泰和縣志」冉棠序。
- (41) 同前、乾隆「泰和縣志」卷首、泰和縣志重修例義十條。
- (42) 拙稿「嚴辰と『光緒桐鄉縣志』」(『熊本大学文学部論叢』六五号、一九九九年) 三八頁。
- (43) ①公額各大憲(第一工呈) および江寧布政使賀長齡(道光七年任) 批
 ②簽呈舛謬、公額各大憲(第二公呈) および江蘇學政使朱方增(道光七年差) 批、江蘇學政使申啓賢(八年差) 批、泰州學正夏文燾(八年任) 牒、泰州知州李宗穎(八年任) 論
- ③泰州知州李宗穎批
- ④公呈梁訓導冊籍および江寧布政使賀長齡批
- ⑤公呈曹監生回籍および泰州知州李宗穎批

⑥ 聲明自扣公稟儒學牒詳

⑦ 勒成新志刊謬、公稟學憲および江蘇學政使廖鴻荃（道光二二年差）批、揚州府知府豫益（一三年任） 札

道光『泰州志』の刊本は東洋文庫・国会図書館・東京大学東洋文化研究所などに伝わるほか、『中国方志叢書』（台湾・成文出版社、一九六七年）、『中国地方志集成』（上海図書公司・巴蜀書社・江蘇古籍出版社、一九九〇年）に影印収録される。このうち、東洋文庫と国会図書館の蔵本には『泰州新志刊謬』を附載し、『中国方志叢書』と『中国地方志集成』にも、それが『泰州志』に附載されていたものは不明であるものの、『刊謬』が収められている。各版本の間には内容の異同があり、上記①～⑦のうち、『中国方志叢書』版には④⑤を欠き、東洋文庫等の蔵本には④⑦を欠いている。

(44) 同前、①第一公呈。

(45) 同前、②第二公呈に対する朱批および申批。

(46) 夏荃「退庵筆記」（『海陵叢刻』本、『近代中国史料叢刊 九六五輯』所収）泰州志。

(47) 同治「續纂揚州府志」（同治一三（一八七四）年刊本）卷九、人物、四裏～五表。同書、四三表。

(48) 東京大学付属東洋文化研究所蔵本の封面には、「道光泰州志三十六卷（前・現）署泰州知州（胡維藩・朱枚）補刊」と刻まれ、裏に「光緒戊申陽月彫竣」と刻まれている。

(49) 民國「涪陵縣續修涪州志」（民國一七（一九二八）年鉛印本）卷首、凡例。同治『重修涪州志』（同治九（一八七〇）年刊本）について、『續修四庫全書總目提要』は「列目頗得綱領、叙述亦簡潔可喜。不以才氣自矜、不涉迂怪之談、應有盡有、洽如題分。以其時考之、固邑志中之上乘」とその内容を高く評価している。

(50) 乾隆「漳州府志」（乾隆四一（一七七六）年刻、嘉慶一一（一八〇六）年補刻本）特通阿「補刻漳州府志序」。